

個人番号及び個人情報の秘密保持に関する覚書

(以下「甲」という)と、岩壁労務管理事務所(以下「乙」という)とは、業務委託契約に基づく、社会保険労務士業および、これに付随する業務における個人番号及び個人情報の秘密保持に関し、次の通り覚書を締結する。

第1条(個人情報の秘密保持)

乙は、本件業務の遂行および契約の履行に関して知り得た個人番号及び個人情報(氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号、画像もしくは音声により当該個人を識別できるもので、当該情報のみで識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。以下「特定個人情報等」という)を業務委託契約の有効期間中のみならず、契約解除後も永久に、一切第三者に開示または漏洩し、また本件業務の遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

第2条(業務遂行と管理業務)

乙は、本件業務の遂行に当たり、特定個人情報等を適切に処理し、十分な配慮をもってこれを管理するとともに、迅速かつ誠実にこれを遂行するものとする。
2 乙は、甲より提供を受けた特定個人情報等への不当アクセスまたは特定個人情報等の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して技術面および組織面において合理的な安全対策を講じるものとする。

第3条(特定個人情報等の返却・破棄)

契約が終了する場合、又は、委託作業が完了あるいは一定期間作業を中止する場合、又は、情報主体である個人から要請があった場合、乙は、甲の指示に従い遅延なく特定個人情報等及び複製物、二次生成物を返却、又は復元できない方法で安全かつ完全に破棄するものとする。

第4条(特定個人情報等の開示・訂正・削除請求への対応)

乙は、情報主体である個人から自己に関する情報開示の請求があった場合は、速やかに甲に報告しなければならない。乙は、本人であることを確認した上で、原則として可能な限りこれに応じるものとする。
2 乙は、特定個人情報等に誤りがあることがあって情報主体である個人より訂正または削除の請求を受けた場合は、速やかに本人であることを確認した上で、甲に報告しなければならない。乙は、甲の承諾なく当該請求に応じてはならない。

第5条(セキュリティ対策)

甲乙各々は、情報開示を受けた者の故意による情報開示や外部への情報漏洩を含めたセキュリティ事故及び法令違反を防止するため、及び、万一のセキュリティ事故発生の場合にその影響を拡大させないために、適切なセキュリティ対策を実施する義務を負う。また、セキュリティ対策が、適切に運用され、かつ適切に機能し、セキュリティ事故防止に有効であることに関し、社内で適切な監視を行わなければならない。

第6条(施設への立ち入り)

甲は、本書に定める義務の履行のため、所要の措置が講じられているか否かについて確認のため、乙の施設に立ち入り、監査をすることができる。

2 前項における監査において、甲は乙に対して情報が漏えいすることがないように対策を講じるよう指図することができる。乙は、その改善に向けて迅速に対応しなければならない。

第7条(第三者への再委託)

乙は、業務委託に定める業務を第三者に再委託することができない。但し、甲の事前の書面による承認を得た場合に限り、その全部又は一部を再委託することができる。

第8条(損害賠償等)

乙は、甲より提供をうけた特定個人情報等への不当なアクセスまたは特定個人情報等の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。甲及び乙は、その原因について協議・調査を行い、損害の拡大防止に必要な措置を講じるものとする。協議・調査の結果、当該事故に乙の重大な過失が認められる場合は、乙は、その損害を賠償するものとする。

第9条(関係者への遵守徹底)

乙は、特定個人情報等を知ることとなる乙の従業員に本覚書の内容を周知徹底の上、遵守させるものとする。
2 乙は、乙の従業員に対して特定個人情報等の取扱いについての教育を1年に1回以上は実施しなければならない。

第10条(有効期間)

本書は、顧問契約が存続する限り有効とする。但し、契約が終了した場合といえども、本書の第1条の規定は有効に存続する。

本覚書締結の証として本書2書を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲：

Ⓢ

乙：横浜市中区太田町4-47

岩壁労務管理事務所

所長 社労士 岩壁浩